

土地改良施設維持管理適正化事業

◆趣旨

土地改良施設の整備が急速に進展する一方、造成された施設も大幅に増加してきており、その整備補修が極めて重要な課題となってきている。最近における農村環境の変化、土地改良施設の高度化、農村労働力事情の変化等社会経済情勢の変容に伴い、必ずしも整備補修が円滑に行われていない実情にあることから、本事業を実施し土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の昂揚を図るとともに、土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保に資する。

◆対象となる施設

団体営規模以上の土地改良事業により造成された管理指導事業の対象となっている農業水利施設

◆実施基準等

- (1) 整備補修の基準は、次のすべてを満たすものとする。
 - ア 管理指導事業の結果、必要と認められた整備補修であって、改良区等拠出金の対象となっているものであること。
 - イ 整備補修の対象施設が団体営規模以上の事業により造成された施設であること。
 - ウ 1地区当たりの事業費が200万円以上のものであること。
- (2) 適正化事業として行う土地改良施設の整備補修工事とは、おおむね5年間単位に行われる施設の整備補修であって、毎年経常的に行うべきものを除くものとする。
 なお、土地改良施設の一部更新を実施する場合は、当該一部更新を実施することにより、当分の間、当該施設を全面的に改修しなくとも施設機能を保持できることが確実であると見込まれる場合に限る。
- (3) 緊急整備補修の基準は、次に掲げるいずれかの事由が生じていることとする。
 - ア 予測し得ない事故等の発生
 - イ 施設管理体制の著しい低下

◆整備補修の例

- ①水門扉の整備補修 ②原動機、ポンプのオーバーホール ③電気設備の精密整備
 ④門扉等の塗装 ⑤用排水路の小規模の補修浚渫

◆実施主体

土地改良区等

山口県農林水産部農村整備課計画調整班

TEL : 083-933-3423

FAX : 083-933-3429

E-mail : a17500@pref.yamaguchi.lg.jp